

# 日本学生支援機構

## 2023年度 貸与奨学生のしおり

(ダイジェスト版)

この冊子(ダイジェスト版)では、貸与奨学生として採用された後に必要な手続きや返還誓約書の書き方等について特化して説明しています。

より詳細な内容については、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「2023年度貸与奨学生のしおり」(全体版)を確認してください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakkin/saiyochu/siori/index.html>

### はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生等に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信を持って、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

### 貸与奨学金制度

日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金は借入金(貸与奨学金)です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任を持って返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

### 貸与奨学生としての心構え

(貸与奨学生のしおり(全体版) 4ページ)

1. 奨学金制度について、十分に理解してください。
2. 学校から奨学金の説明を受け、貸与中の手続きなど、学校の指示を守ってください。
3. 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

### 注意事項

(貸与奨学生のしおり(全体版) 5ページ、併給調整は92ページ)

#### ■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出や入力等の手続きを求めることがあります。

特に「返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)」(以下、「返還誓約書」といいます)は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

#### ■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

#### ■第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用するとき

第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整(減額又は増額)され、これを併給調整といいます。調整後の貸与月額は「給付奨学金を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額」で確認してください。

貸与奨学生のしおりにて特に重要な項目をピックアップしています。  
ページ数はホームページ掲載の「貸与奨学生のしおり」（全体版）のページ数を表示しています。

## 奨学生証（16ページ）



「あなたは日本学生支援機構の  
奨学生です」という証明書

## 返還誓約書（20ページ～43ページ）

「日本学生支援機構から奨学金  
を借り、卒業後は約束どおり返  
還します」という契約書

## 受け取る書類・提出する書類と時期

実施時期	受け取る書類	提出する書類
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(16ページ)	「返還誓約書」と添付書類 (20～43ページ)
毎年1回 (12月～2月頃)	「貸与額通知」(59ページ) ※インターネットで確認	「奨学金継続願」(61ページ) ※インターネット入力
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」 (72ページ)	—

## スカラネット・パーソナル（86ページ）

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学生に関する情報（奨学生の金額・借りる期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「貸与額通知」(59ページ)の確認や「奨学金継続願」(61ページ)の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

## 奨学生貸与・返還シミュレーション（88ページ）

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。



<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

## 奨学金の受け取り方（45ページ）

奨学金は、毎月11日にあなたの名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

※4月は21日、5月は16日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み

$$\begin{aligned}\text{振り込まれる金額} &= (\text{機関保証の方}) \text{ 奨学生証の「貸与月額」} - \text{「保証料」} \\ &\quad (17\text{ページの(5)-(8)}) \\ &= (\text{人的保証の方}) \text{ 奨学生証の「貸与月額」} (19\text{ページの(5)})\end{aligned}$$

※ 第一種奨学生と給付奨学生を併せて利用する場合、第一種奨学生の貸与月額が減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。

また、給付奨学生が自宅通学の月額の場合、第一種奨学生も自宅通学の月額になります。

なお、第一種奨学生と給付奨学生を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行いますが、精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

## 借りている間の変更

■振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）（47ページ）

※一時的な増額や減額はできません。

■あなたやあなたの奨学生借入れに関係する人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（51ページ、46ページ）

■奨学生を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合（52～56ページ）

## 奨学生継続の手続き（毎年12月～2月頃）（61ページ）

「奨学生継続願」（あなたの1年間の収入・支出も報告）の届出をインターネットで入力

→ 学校による成績などの審査 → 次の年度の奨学生を借りられるかが決定

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学生が受け取れなくなることがあります。（63～65ページ）

## あなたが返還する金額（74ページ）

返還金は、奨学生を借り終わるときにあなたが指定した口座（振替用口座（リレーオン））から、毎月引き落とされます。

### 【第一種奨学生の場合】

保証料(天引き)	あなたに振り込まれた金額	借用総額 = 返還総額
あなたに振り込まれた金額	あなたに振り込まれた金額	

### 【第二種奨学生の場合】

利子	利子	返還総額
保証料(天引き)	あなたに振り込まれた金額	借用総額

## 返還できないとき【救済制度】（79ページ～81ページ）

■毎月の返還金額を減額する（減額返還）

■返還を一時停止して先送りにする（返還期限猶予）

■在学中の返還を一時停止して先送りにする（在学猶予）

※救済制度を利用した場合も、返還総額は減るわけではなく、変更はありません。

また、返還期間が長くなったからといって返還総額（利子等）が増えることもありません。

**返還が難しい時は、救済制度の利用を検討してください！**

※適用基準あり

# 返還誓約書の記入例①（機関保証） 各自が署名してください。

(第一種奨学生の返還誓約書を例にしています。)

## ①【奨学生の種類】

あなたが貸与を受ける奨学生の種類が印字されています。

・貸与種別

第一種：無利子

第二種：有利子

・保証区分

機関保証：保証機関の連

帯保証を受ける制度

## 【奨学生本人の住所】

住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

## ④【奨学生本人の署名】

住民票の表記のとおりに署名してください。旧字体が表記される場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記される方はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記される場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名してください。

## ⑤【返還の条件】

「月賦返還1」または「併用返還2」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

## ②【誓約日】

スカラネットで入力した誓約日です。

### 【第一種機関保証】

紙税法  
5条に  
り印紙  
必要あ  
りません

## 返還誓約書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿  
私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。  
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、第一種奨学生（無利息）であり、機関保証を選択しました。

② 令和 XX 年 4 月 1 日

### ③ 借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号	6XX-XX-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	予約
在校学生	日本学生支援大学					
住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1					
電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666			
氏名	(奨学 太郎)	フリガナ	ショウガクタロウ			
④ 署名	奨学 太郎					
平成 XX 年 11 月 11 日 生 性別 男						
貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計			
20XX年4月～20XX年3月	48月	51000円	2448000円			
年 年 年 年 年	月 月 月 月 月	月 月 月 月 月	月 月 月 月 月	円 円 円 円 円	円 円 円 円 円	円 円 円 円 円
⑤ 返還の条件 (目安)	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金	
月賦返還	毎月27日	180回	13600円	13600円	13600円	2448000円
併用返還	月賦分 每月27日	***回	***円	***円	***円	***円
半年賦分 每年1・7月の27日	***回	***円	***円	***円	***円	***円
併用返還選択時の総支払い額						

注：あなたは、所得運動返還方式を選択しているため、毎年の割賦金はその前年のあなたの所得（あなたが被扶養者の場合、扶養者の所得を合算）に応じ決定されます。上記「返還の条件（目安）」に記載の内容は「借用金額」欄記載金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されます。

〔重要〕 1. 個人番号の提出がない場合、所得運動返還を受けられません。  
2. 所得運動返還

返還方法	月賦	毎月27日
月賦返還選択時	月賦返還選択時	月賦返還選択時
併用返還	月賦分	毎月27日
併用返還	半年賦分	毎年1・7月の27日
併用返還選択時	併用返還選択時	併用返還選択時

返還の方法は、本返還誓約書で選択。「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。  
「奨学生のしおり」に記載してあります。  
※給付奨学生の支援対象者が第一種  
※人の保証とは連帯保証人及び保証  
※機構は、奨学生の貸与を受けていた  
※ご記入いただいた正確な範囲内にお  
されますが、その他の目的には利用  
また、行政機関及び公益法人等が

## ③【借用金額】

- 現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
- 第一種奨学生が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。  
ただし、奨学生証に印字されている併給調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は、併給調整後の貸与月額により算出されています。



# 返還誓約書の記入例②（人的保証）各自が署名等してください。

(第二種奨学金の返還誓約書を例にしています。)

## ① 【奨学金の種類】

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

・貸与種別

第一種：無利子  
第二種：有利子

・保証区分

人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

## ② 【誓約日】

スカラネットで入力した誓約日です。

## 【奨学生本人の住所】

住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

## ④ 【奨学生本人の署名】

住民票の表記のとおりに署名してください。旧字体が表記される場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記される方はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記される場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名してください。

## ① ↓ 【第二種人的保証】

## ③ 【借用金額】

現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

おり借用いたします。  
程その他の諸規程によって  
がい返還することを誓約し  
に提出した個人番号について  
ます。また、裏面の「個人番号  
資貸与金は、  
第二種奨学金（利息付）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提  
出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

② 令和 XX 年 4 月 1 日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号	8XX-XX-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	予約
在学年	日本学生支援大学					
住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1					
電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666			
氏名	(奨学 太郎)	フリガナ	ショウガク タロウ			
署名	奨 学 太 郎					
平成 XX 年 11 月 11 日生 性別 男						
貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計			
20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 3 月	48 月	50000 円	2400000 円			
年 月 ~ 年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金		
毎月 27 日	180 回	16769 円	16769 円	16917 円		
1 月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				3018568 円		
併用月賦分	毎月 27 日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円	
2 併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	毎年 1・7 月の 27 日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円	
					3019908 円	

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね 5 年ごとに見直されます。）

注：利率が未確定なため、返還の条件（自安）は、上限利率の年 3.0%（増額貸与部分は、年 3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和 4 年 1 月貸与終了者に実際に適用された利率（年 0.077%，増額貸与部分は年 0.277%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
毎月 27 日	180 回	13415 円	13415 円	13495 円
月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				2414780 円
併用月賦分	毎月 27 日	180 回	6707 円	6707 円
2 併用返還選択時の総支払い額(利子込み)	毎年 1・7 月の 27 日	30 回	40248 円	40248 円
				2414808 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得運動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「学生のおり」に記載しております。

※交付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受けるときの借用金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度となります。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を負担する義務を負わないものとします。

※記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

## ⑤ 【返還の条件】

「月賦返還 1」または「併用返還 2」のいずれかのボックスに ✓ を記入してください。

※この欄には参考として過去に実際に適用された利率で計算した場合の返還例が印字されています。

必要に応じて提供  
機関に提供されます。

※第一種奨学生において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

実印で押印してください。

\*本人が未成年者（18歳未満）の場合は、親権者が返還誓約書の記載内容及び機関の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。

連 帯 保証人	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-XXXX-0000 氏名 (姓字 一郎)	携帯電話番号 090-XXXX-9999 フリガナ シムカク チロウ	実印 
	⑥ 署名 <b>奨学 一郎</b>	⑦ 続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生	
保証人	勤務先 (株) 奨学機構	電話番号 03-XXXX-2222		実印 
	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29			
保証人	電話番号 03-XXXX-9999 氏名 (姓字 五郎)	携帯電話番号 090-XXXX-1234 フリガナ シヨウカク ゴウ		実印 
	⑥ 署名 <b>奨学 五郎</b>	⑦ 続柄 祖父	昭和 XX 年 4 月 25 日生	
*****	勤務先 (有) 奨学商店	電話番号 03-XXXX-5678		*****
	住所 〒 - *****	*****	*****	
*****	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	*****	*****
	氏名 ***** 署名 *****	フリガナ *****	*****	
*****	続柄	** 年 ** 月 ** 日生	*****	*****
	住所 〒 - *****	*****	*****	
*****	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	*****	*****
	氏名 ***** 署名 *****	フリガナ *****	*****	
*****	続柄	** 年 ** 月 ** 日生	*****	
	添付書類	*****	*****	*****

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得控除証明書等）
- ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書類」（コピー可）

8 [添付書類]

必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

**【提出用】**

**証人の署名・押印】**

選任された人が署名し、  
実印で押印してください。

⑦【續柄】

「その他（ ）」と印字されている場合は（ ）の中にあなたとの具体的な継柄を記入してください。

## 【親権者(2)の署名】

あなたが未成年の場合は、親権者欄（2）が印字されるため、連帯保証人を兼ねている親権者(1)以外の親権者が署名してください。



## 【記入上の注意】

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。(消せるボールペンの使用は不可)
  - ・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」(11ページ)を参照してください。

# 添付書類について

○返還誓約書に添付が必要な書類（併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。）

保証の種類	添付書類
機関保証	1. 「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（機構・協会用）」 ⇒記入方法については本冊子の『保証依頼書の記入例』（9ページ）を参照してください。 ※添付が必要な人のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）
人的保証	1. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村で発行されたもの、コピー不可、返還誓約書に印字された誓約日から3か月前以降に発行されたもの） 2. 連帯保証人の「収入に関する証明書」（1年間の収入が分かるもの、マイナンバーの記載のないもの、コピー可） ⇒下表参照 3. 保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村で発行されたもの、コピー不可、返還誓約書に印字された誓約日から3か月前以降に発行されたもの） ※添付が必要な人のみ市区町村で発行された奨学生本人（あなた）の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの） ※連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」と資産等に関する証明書類を提出してください。 ⇒本冊子の『返還保証書（様式13）の記入例』（10ページ）を参照してください。 ただし、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人である必要があります。

○連帯保証人の収入に関する証明書（提出時において最新の一年間の収入が分かる証明書類、コピー可）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控）〔税務署の受付印があるもの〕 ※電子申告を行った場合は、「確定申告書B」に「受付結果（受信通知：「メール詳細画面」）」または「即時通知」を添付	税務署
確定申告書（控）の提出が出来ない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出出来ない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

# 保証依頼書の記入例

(機関保証選択者は全員提出のうえ返還誓約書への添付が必要です)



## 【署名・記入】

返還誓約書に印字された日付時点であなたが成年の場合、保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（一枚目）には、あなたの署名・記入が必要です。

※返還誓約書に印字されている日付時点であなたが未成年の場合、未成年者用の保証依頼書を使用のうえ、あなたと親権者（未成年後見人）の署名・記入が必要です。

### ① 【奨学生番号】

返還誓約書の奨学生番号を記入してください。

### ② 【本人欄（2か所）】

あなた（奨学生本人）が署名・記入してください。

### ③ 【奨学生本人欄住所】

あなたが現在住んでいる住所を記入してください。

### 【親権者同意書】(未成年者用)

あなた（奨学生本人）が未成年の場合には、親権者（父及び母）がそれぞれ（いずれかがいない場合は一人）署名・記入してください。未成年後見人の場合は、未成年後見人が署名・記入してください。

【成年者用】

(機関・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財團法人  
日本国際教育支援協会理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構「以下「機関」という。」の奨学金の貸与を申し込みにあたり、種別に対するインターネットによる奨学金申込内容又は奨学生本人の記載内容並びに保証者の記載内容により申込みをする貴学金の貸与(返済)について保証することを画面記載の保証委託契約に同意し、以下の確認事項を確認したうえで、公益財團法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に要請します。  
また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となって、保障はありません。

【確認事項】

- 奨学生は、私、私が自分の意思と責任により申込みを行います。毎月の貸与額は、真に必要な額を選択しています。
- 奨学生は責任を持って返済する必要があります(保証料を支払うことによって返済が免除されることはない)。
- 奨学生の返済の困難な場合、裁判制度(破産法、民事強制執行)がある。
- 奨学生の返済を一定期間延滞した場合、私の代わりに協会が機関に対し返済するが(これを代位弁済といいます)。その後私は協会に対してその分を返済しなければならない。
- 代位弁済が行われるとその情報が個人信用情報機関に登録され、該情報が登録された時はペナルティカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい制約を受けることがあります。

④ 申込日 令和 X 年 4 月 1 日

学校名	学年・職業・分野	学科・専攻・研究科	① 奨学生番号
日本学生支援大学	経済	経済	6XXXXXX XXXX XXXX
学年	大學生	専修大学	高等専門学校
アリガタ	ショウガク タロウ	学年	年齢
氏名	奨 学 太 郎	年	月
現③	〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1	郵便番号	090-0000-0000

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿 公益財團法人 日本国際教育支援協会理事長 殿 ④ 依頼日 令和 X 年 4 月 1 日

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財團法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、  
奨学金の交付の際に該当金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

② 奨 学 太 郎

【未成年者用】

未成年者用はこの部分に親権者同意書が設けられています。

(学校使用用)

学 校 番 号 区 分  
10490000

(機関・協会用) (2023.04)

※ 様式は作成日時点のものです。

### ④ 【日付】

返還誓約書に印字された日付（スカラネットで入力した誓約日）を記入してください。

○上段「申込日」  
中段「依頼日」 } あなたが記入してください。

### ※日付の修正が必要な場合

○上段「申込日」  
中段「依頼日」 } あなたが記入してください。  
訂正する場合は訂正部分を二重線で削除してください。

### 【訂正例】

申込日 令和 X 年 4 月 1 日  
(返還誓約書に印字された日付を記入)

依頼日 令和 X 年 5 月 9 日  
(返還誓約書に印字された日付を記入)

### 【奨学生本人が未成年の場合】

親権者（後見人）同意書の「同意日」：親権者（または未成年後見人）が記入してください。

訂正する場合は訂正部分を二重線で削除してください。

### 【訂正例】

同意日 令和 X 年 4 月 1 日  
(返還誓約書に印字された日付を記入)

# 返還保証書（様式13）の記入例（人的保証選択者）

この様式は、連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有することを証明する「資産等に関する証明書類」を添付して提出する必要があります。必要な資力を有すると認められる基準については以下④をご参照ください。ただし、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人であることが条件となります。

※この様式は本機構ホームページ掲載の「貸与奨学生のしおり」からダウンロードするか、学校に申し出て学校から受け取ってください。

## ① 【日付】

返還誓約書に印字された日付（スカラネットで入力した誓約日）を記入してください。

【様式13】  
返還保証書（連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に選出する必要があります。  
（当該人物が11歳の誕生日を越える方、すべての項目を記入）

返還保証書 ①  
令和XX年 4月 1日

私は、1. の「奨学生本人」が使用する。2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学振支店機関資金について、借用（返済）・返却回数・賃貸金等（貸す中はすべて予定）を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還を定期的に満たす生活を維持し、「奨学生本人」が行方不明の場合は「保証人」が返還すべき返還手続権（リターン）を持つことを承諾します。

元 姓 異学 五郎  
（② 連帯保証人の署名捺印、印は裏面）

生年月日 昭和XX年 4月 25日生  
（③ 奨学生本人との関係）

登 学 祖父

（④ 繳納印捺印）

1. 奨学生番号 2. 好学生番号 3. 好学生番号  
異学 本郎 8XX - XX - XXXXXX 平成 XX年 11月 11日生  
（⑤ 奨学生本人の署名捺印）  
（⑥ 好学生番号捺印）  
（⑦ 好学生本人の生年月日捺印）

4. 現在の資産等の状況。（⑧ 資産の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す記入欄を並べたうえで「金額」欄に記入）

区分	全額	記入基準欄 及び 証明書類（すべてコピー可）
総合所得者の場合 年間収入全額で判定 （年間収入額は年間の合計）	320万円	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票（直近のもの）・所得控除書（直近のもの）・年金帳（直近のもの） ・年金額が320万円以上 （年金額が320万円以上で、年金額が確定申告書（支払金額のわかるもの、直近のもの）等 ・確定申告書の控え（税務署の受付印のあらわしのもの、直近のもの） ・所得控除書（直近のもの）等
総合所得者以外の場合 （年間収入額 + 家庭構成のほか） 年間収入全額で判定 （年間収入額は年間の合計）	万円	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控え（税務署の受付印のあらわしのもの、直近のもの） ・所得控除書（直近のもの）等
預貯金や不動産などの資産 を有している場合 各会計額で判定	万円	預貯金・不動産（評価額の合計額が貸付予定期額（返還強制）（保証人は貸付予定期額（返還強制）の2分の1）以上） ・預貯金残高証明書・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの） ・預貯金残高証書（評価額のわかるもの）等 （返還強制書に記入された日付のか月前以降に発行されたもの、支 ・支給額に反映する場合は、支給額記入欄のか月前以降に発行されたもの の資産額が返還の場合は、時分割合等により計算する前の資産額 が融資できるもの）（記事項証明書・法務局で取得しない）
Ⅲ 1と2を組み合わせる場合	万円	（Iの金額+IIの金額）の合計額が220万円以上 （記入基準以外の場合）220万円以上 ・金額を算出するすべての証明書

※年金は給与として扱います  
※給与所得以外 + 給与所得の方の判定  
基準は年間所得220万円です

## ② 【当該人物欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）が署名し、実印を押印してください。「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

## ③ 【奨学生本人情報欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）があなた（奨学生本人）の氏名、奨学生番号、生年月日を記入してください。



当該人物（連帯保証人または保証人）がすべての項目を記入してください。

## ④ 資産等の状況が以下Ⅰ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを証明する証明書類の添付が必要です。

### I 年間収入・所得で判定

#### ・給与所得者

年間収入 320万円以上

（証明書：源泉徴収票、年金振込通知等）

#### ・給与所得者以外

年間所得 220万円以上

（証明書：確定申告書（控）（受付印のあるもの）等）

### II 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額（返還誓約書に印字されている金額）（保証人は貸与予定総額の2分の1）以上

（証明書：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）等）

### III 上記IとIIの組み合わせで判定

I + (II ÷ 1.6) で算出される金額が

（給与所得者の場合）320万円以上

（給与所得者以外の場合）220万円以上



# 返還誓約書記載事項訂正届（様式25-1、様式25-2）の記入例

この様式は返還誓約書に印字された情報を訂正または新規追加する場合に必要となります。

※あなた（奨学生本人）の氏名・生年月日の訂正是、他にも必要な手続きがありますので、必ず学校に申し出てください。

※この用紙は学校に申し出て、学校から受け取ってください。

※返還誓約書に印字された誓約日の時点で奨学生本人が未成年の場合は、未成年者用の様式25-2を使用してください。

<p><b>①【奨学生本人欄】</b> 様式の二重枠線枠内の日付・ 奨学生番号・奨学生本人の氏 名及びフリガナは必ず記入し てください。</p> <p>※奨学生本人欄の訂正はなく、 本人以外の他の者（連帯保証 人等）のみを訂正する場合で も、本人欄の「日付」「奨学 生番号」「氏名」「フリガナ」 は必ず記入してください（本 人欄の他の項目は記入しない でください）。</p>	<p><b>【奨学生本人欄について訂正がない場合】</b></p> <p>独立行政法人日本学生支援機構理事会 「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で訂正（変更）又は新規に追加した内容を記入できます。</p> <p>① 奨学生番号 住所 下記※①参照 郵便番号 フリガナ ショウガク 性別 タロウ 生年月日 S・H 年月日 姓 氏名 奨学 太郎 訂正（変更）・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。</p> <p>② 連帯保証人 印鑑登録証明書に記載の住所 フリガナ ショウガク 性別 タロウ 生年月日 S・H XX年11月11日 姓 氏名 好学 太郎 訂正（変更）・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。</p> <p><b>【奨学生本人欄について一部でも訂正がある場合】</b></p>	<p><b>②【奨学生本人欄】</b> 奨学生本人欄について一部 でも訂正がある場合は、様 式の太線枠内の本人欄は、 全ての項目を記入してくだ さい。</p> <p>※返還誓約書の本人欄は、本人欄の他の項目は記入しないでください。 ※返還誓約書の本人欄について一部でも訂正がある場合は、この欄は 全項目への記入が必要です。</p> <p>※返還誓約書の本人欄について一部でも訂正がある場合は、この欄は 全項目への記入が必要です。</p>
<p><b>【氏名】</b> 氏名欄にアルファベットは記 入不可です。 カタカナ表記で記入してくだ さい。</p>	<p><b>【訂正が必要な当該人物欄】</b> 返還誓約書上で訂正又は新規追加のあった人が該当する欄について必要事項をすべて 記載してください。（記載した情報が機関に登録されます。）</p> <p>※返還誓約書の記載事項は、機関によって登録される際の登録条件を確認の上、全てご記入ください。</p> <p>① 機関連絡先 現住所 〒162-8431 東京 郵便番号 新宿区市谷本村町10-7 電話番号 03-0000-0000 フリガナ ショウガク 性別 イチロウ 生年月日 (S・H) XX年7月1日 姓 氏名 好学 一郎 続柄 父 続柄コード 111 訂正（変更）・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。</p> <p>※返還コードについては 裏面参照のこと</p> <p>※(2008年春以降保証者は住民登録に記載の住所)です。ただし、マイナンバー未登出者は住民登録に記載の住所です。 ※(2008年春以降保証者は住民登録に記載の住所)です。マイナンバー未登出者は住民登録に記載の住所です。 ※(2008年春以降保証者は住民登録に記載の住所)です。マイナンバー未登出者は住民登録に記載の住所です。 ※(2008年春以降保証者は住民登録に記載の住所)です。マイナンバー未登出者は住民登録に記載の住所です。 ※(2008年春以降保証者は住民登録に記載の住所)です。マイナンバー未登出者は住民登録に記載の住所です。</p>	<p>「電話番号」等の記入漏れに注 意してください。（固定電話を 持っていない場合は未記入で構 いません）。</p> <p>未成年者用の様式25-2は最下部に親 権者1、親権者2の欄があります。</p>

**各自の署名、連帯保証人・保証人の押印は返還誓約書上で  
修正してください。（本冊子11ページ）**

親権者1 姓 名 性別 誕生日 扶養者 現住所 電話番号 携帯番号 親権者2 姓 名 性別 誕生日 扶養者 現住所 電話番号 携帯番号
--